

タン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサンを含むものに限る。)

以上 86品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 5年 8月 8日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無
複写厳禁
インセント(株)